

令和 3 年度第 20 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 3 年 1 月 27 日

担当部・課：健康部健康推進課〔内線 2422〕

① 件 名
産後ケア事業の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>核家族化や晩婚等によって、産後の身体的・精神的に不安定な時期に家族等の身近な人の助けが十分に得られず、不安や孤立感を抱いたり、うつ状態の中で育児を行う母親が少なからず存在している状況であるが、育児不安やうつ状態が、子どもの虐待の誘因になることも指摘されている。</p> <p>産後間もない時期に助産師等が中心となり、産婦の身体的回復や心理的な安定を促進するとともに、母子の愛着形成を促し、健やかに生活できるよう支援する必要があることから、母子保健法の改正が行われ、「産後ケア事業」の実施は市町村の努力義務と位置づけられた。</p> <p>【目的】</p> <p>産婦自身が産後、育児中のセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう、産後間もない時期に、助産師等が中心となり、支援する。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/> 有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>第 4 章 安心して健やかに暮らせるまち</p> <p>第 2 節 生涯を通じて元気で健康な暮らしが実現できるようにする</p> <p>1 一人ひとりの健康づくりを推進する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 29 年度 (国)母子保健衛生費国庫補助金助成事業に「産後ケア事業」が追加</p> <p>令和元年 1 2 月 母子保健法の一部を改正する法律 公布</p> <p>令和 2 年 8 月～ 市内医療機関や関係団体と事業打合せを実施</p>
⑤ 主な内容
<p>1 対象者</p> <p>市内に住所のある、生後 4 か月未満の乳児を抱える産婦であり、家族等から十分な家事、育児等の支援が受けられず、心身の不調、育児不安等がある者 （医療行為の必要な者及び母子のいずれかが感染性疾患に罹患している者を除く。） ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 実施方法</p> <p>(1) 市が適切な事業運営を確保することができると認める団体に委託する。 あべ産科婦人科クリニック、NPO ベビースマイル石巻、NPO 石巻復興支援ネットワーク</p> <p>(2) 利用の流れ</p> <p>①利用申込み受付、面談（健康推進課又は各総合支所保健福祉課） ②審査、利用決定通知送付（健康推進課又は各総合支所保健福祉課） ③利用者から施設へ電話で申込み、事業利用</p>

3 産後ケア事業の内容

事業は通所型とし、助産師等が次に掲げる産婦への支援を行うものとする。

- ① 身体的ケア及び保健指導
- ② 心理的ケア
- ③ 適切な授乳が実施できるためのケア(乳房マッサージを含む)
- ④ 育児の手技についての具体的な指導及び相談

4 利用回数

利用回数は産婦1人につき1回までとする。

5 料金

1件あたり 23,000円 (内訳) 委託料22,000円+自己負担1,000円

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

産後間もない時期に、助産師等のケアを受けることにより、産後うつや子どもの虐待防止等を図ることができる。

【市財政への負担】

委託料 7,040千円 (内訳) 22,000円×320件
(財源) 国(母子保健衛生費国庫補助金) 1/2

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

実施類型	実施自治体
短期入所型 通所型 居宅訪問型	加美町(H30.8) 登米市(R2.7)
短期入所型 通所型	仙台市(H30.1)、大崎市(R2.4)
通所型	岩沼市(H30.5)、山元町(H31.4)、富谷市(R2.10)
居宅訪問型	気仙沼市(R2.4)、名取市

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和3年3月 石巻市産後ケア事業実施要綱制定(施行予定年月日:令和3年4月1日)
4月 市報、市ホームページ等で周知

⑨ その他